

Weekly Report

第205号

平成25年 3月 4日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

老齢厚生年金の受給開始年齢の引上げ

◆4月から老齢厚生年金の受給年齢が61歳に

厚生年金に加入していた方は、現在60歳から65歳まで特別支給の老齢厚生年金が支給されています。

特別支給の老齢厚生年金は、受給開始年齢が段階的に引き上げられており、加入期間に応じた「定額部分」は平成13年度から引上げが開始され、25年度に65歳となります。

続いて加入期間中の報酬に応じた「報酬比例部分」の引き上げも25年度から開始され、37年度にかけて65歳になります。

これにより25年度に60歳を迎える方(昭和28年4月2日～29年4月1日生まれ)から受給開始年齢は61歳となり、以後3年ごとに1歳ずつ引上げられることになります。

なお、女性は5年遅れで引上げが実施されます。

◆改正高年齢者雇用安定法における経過措置

受給開始年齢が引き上げられた方でも、60歳以降であれば「繰上げ請求」の手続きをすることによって、受給開始年齢前に老齢厚生年金を繰り上げて受け取

ることができますが、受け取る年金額は、生涯にわたって減額されるため、注意が必要です。

なお、老齢厚生年金の受給開始年齢の引上げに伴い、60歳定年後の再雇用対策のため、4月から改正高年齢者雇用安定法が施行され、継続雇用制度については、労使協定で定めた基準により対象者を限定できる仕組みが廃止となりますが、経過措置により、老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者については対象者を限定することが認められています。

この経過措置を利用できるのは、改正法の施行前(3月31日)までに労使協定により対象者基準を定めていた場合に限られますので、ご注意下さい。

補正予算により拡充された日本公庫の融資

◎挑戦支援資本強化特例制度(資本性劣後ローン)の創設・拡充……新事業等に取り組む小規模事業者に対する資本性ローン(自己資本とみなされる)を創設。中小事業は融資限度額などを拡充。

◎中小企業経営力強化資本の創設……創業や新事業等のために事業計画を策定し、認定支援機関の経営支援を受けた場合、低利融資を行う。

◎経営支援型セーフティネット貸付の創設……業況悪化により、認定支援機関の経営支援を受けて経営改善を行う場合、低利融資を行う。

◎新企業育成貸付の拡充……創業や新事業の転換等により雇用拡大等を図った場合、金利引下げ。

3月のチェックポイント

※3月11日は東日本大震災から2年。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

※所得税・贈与税の申告・納税は3月15日(金)、個人事業者の消費税の申告・納税は4月1日(月)まで。振替納税の方は所得税が4月22日(月)、個人消費税は4月24日(水)が振替日。

※年度末は売掛金回収の好機、残高等の確認作業を行い、完全回収に取り組みます。

※年度末で期限切れとなる、身分証明書・契約書・届出書などを確認して、所定の手続きをします。